

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 報告第1号 専決処分事項の報告（令和元年度美浜町一般会計補正予算（第2号））についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） おはようございます。

報告第1号 専決処分事項の報告（令和元年度美浜町一般会計補正予算（第2号））について、細部説明を申し上げます。

本専決処分事項については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ277千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を38億65,134千円とするものでございます。

まず、8ページの歳出ですが、教育費、中学校費、学校管理費、負担金補助及び交付金、277千円の追加でございまして、令和元年度中体連夏季大会において、松洋中学校の剣道部男子3名、柔道部男子1名、女子1名、バドミントン部男子1名が滋賀県大津市で開催の近畿大会に出場いたしましたので、必要経費について補助したものでございます。

財源は6ページの歳入で地方交付税、普通交付税を充当してございます。

令和元年8月2日付で専決処分をさせていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番、谷です。

歳出で財源調整でしょうが、地方交付税を277千円の計上と、今まで見通しを予算に、この項目にあるのでお聞きするんですが、今年度の、普通交付税と特交付と入っているのは、この約15億の表記のはずですね。普通交付税が14億2,407千円、決定されていて、特交が1億弱、この特別交付税というのは去年並みを見込んでいるのか、そのあたり目算はあるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

特別交付税についてですけれども、当初のほうで1億40,000千円を見込んでいるところでございます。この特別交付税につきましては、なかなか読みづらいところもございます。災害等々起これば、そちらのほうに配分されるというところもございまして、当町では予算割れの起こらない1億40,000千円程度で予算計上を行っているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。

そうしますと50,000千円弱の交付税の財源はあるのかなというふうに考えているということによろしいんですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

普通交付税についてですが、この段階、専決処分後の予算額では、13億59,369千円でございます。

確定額が、14億2,407千円ということで、差し引きしますと43,038千円残っているということになります。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第1号 専決処分事項の報告（令和元年度美浜町一般会計補正予算（第2号））については承認することに決定しました。

日程第2 報告第2号 平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 報告第2号 平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

先に、平成30年度決算に係る健全化判断比率について申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定の中で、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならないとなっております。

まず、当町の算定結果では、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率につきましては、どちらも黒字決算なので、赤字比率は発生なしということでございます。

また、実質公債比率は、公債費に公営企業の元利償還に対する一般会計からの繰入金や、一部事務組合の地方債の元利償還金に対する町の負担金などを加えて算出する指数で、実質的な公債費の標準財政規模に対する比率でございまして、6.2%でございます。

なお、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%であります。

将来負担比率は、地方債の残高を初め一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める比率でございます、55.4%でございます。

なお、早期健全化基準は350%であります。

前年度と比較して、実質公債比率では0.4%、将来負担比率では1.5%の増となっております。

次に、資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定では、公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて、当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならないとなっております。

当町での対象会計は、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計の3会計で、これらいずれの会計につきましても資金不足は発生しておりませんので、資金不足発生なしという結果でございます。

健全化判断比率のうち一つでも早期健全化基準以上になった場合には、財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合にも、経営健全化計画を定める必要がありますが、当町は全ての基準を下回りましたので、これらの計画の策定は必要ございません。

以上が、報告第2号でございます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

本件については報告事項ですので、これで議了します。

日程第3 議案第1号 美浜町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第1号 美浜町印鑑条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についても、ご参照ください。

本年4月17日に公布されました住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令におきまして、住民票や個人番号等に旧氏の記載が可能となり、11月5日から施行されます。

改正政令の公布に伴う印鑑登録証明事務処理要領の一部を改正する総務省の通知に基づき、美浜町印鑑条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、印鑑登録に旧氏の登録を可能とすることや、証明書に旧氏の記載ができるようにするものでございます。

附則として、この条例は令和元年11月5日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。

浅学というか記憶力がないというか、この旧氏って何ですかという聞き方がいいのか。具体的にこういうことみたいな、氏なんか中学校の氏姓とか何か、そのあたりで出たようなことがあるので、例題を示していただけたらと思うのです。この文字だけで書くとあんまり、こういうことかなというのは想像できないこともないんですけども、よくわからないので、もう少しわかりやすく説明してほしいと思います。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） お答えします。

旧氏につきましては、属に旧姓ということになりまして、結婚されて、お名前が変わると、その前の名字が旧氏ということになります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） こんな意味でいいですか。旧氏を住民票に記載することによって、例えば、旧氏を用いた実印を印鑑登録できるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） お答えします。

住民票に旧氏を登録された後、その旧氏を印鑑登録することができるということになります。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 美浜町職員の給与に関する条例及び美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第2号 美浜町職員の給与に関する条例及び美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、地方公務員法と児童福祉法におきまして、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に、不当に差別されないよう、欠格事由から成年被後見人または被保佐人が削られることになりましたので、本条例の一部を改正するものでございます。

第1条の美浜町職員の給与に関する条例の改正は、地方公務員法第16条に規定されている一般職の職員となり、または競争試験もしくは選考を受けることができるものの欠格事由から、成年被後見人または被保佐人が削られることになりました。よって、本条例の期末手当や支給手当の支給に関する規定中、成年被後見人または被保佐人に該当して失職の規定を削る改正でございます。

次に、第2条の美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正は、児童福祉法第34条の20に規定されている養育里親及び養子縁組里親の欠格事由について、同条第1項第1号に規定しています成年被後見人または被保佐人が削られ、同項第2号移行の号が繰り上がるため、本条例の引用箇所の改正を行うものでございます。

附則として、この条例中第1条の規定は令和元年12月14日から、第2条の規定は公布の日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番です。

とるに足らん質問かもわかりませんが附則、なかなかこんな中途半端な日って余り少ないような気がする。何か理由があるのかだけ、ちょっと興味を持ったもので、お願いします。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、第1条、こちらについては給与に関する条例の改正でございます。

こちらにつきましては、地方公務員法の改正でございます。そちらの施行期日が令和元年12月14日からということとなっております。

もう一点、第2条の美浜町家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、こちらにつきましては、児童福祉法の改正でございます。そちらの大本の法律に基づきまして施行日のほうを決定しているというところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町職員の給与に関する条例及び美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 美浜町立ひまわりこども園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第3号 美浜町立ひまわりこども園条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についても、ご参照ください。

今回の改正は、本年10月に実施される3歳児から5歳児の幼児教育保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法の一部が改正されました。

無償化には給食費が含まれてございません。また、給食費はして利用施設ごとに決定することから、ひまわりこども園の徴収額などの基準を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

第20条第1項の改正は、3号認定子どもは、今までどおり利用者負担額に給食費を含むものとし、同条第2項の追加は、1号認定子どもと2号認定子どもは、別表第5に規定する給食費を徴収するものでございます。

また、1号認定子どもに係る8月分の給食費は徴収しないものとするものでございます。

同条第3項の追加は、町内に在住する1号認定子どもに限り、別表第5備考2で定める基準により、給食費を減額または免除することができる基準を定めるものでございます。

このことにより、利用者が3歳児から小学3年生までに、兄や姉が1人いる場合は半額、2人以上いる場合は、全額免除とすることができるものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） このことについてなんですけれども、国の10%増税が行われることが条件になっているということで、そのことについて問題やと思うんですけれども、無償化自体は好ましいと考えるんですけれども、今、給食費は国の姿勢は主食や副食費を無償化対象としないとあるんですけれども、今まで、例えば保育費、給食費等無償であった方が、この新たなことで徴収されることになったり、また今まで徴収されてきた区分の方とか、他市の方で、それまでの徴収額よりこの提案で徴収額がふえることになる方がいるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） 今まで支払ってきた給食費がふえるということは、今回の改正ではありません。

ただ、県の施策の中で紀州3人っこ施策、属に言う一般の県の補助事業あるんですが、その中で、当然、第3子、これは保育所を基準として保育所内に3人おれば3人目の子は無償になるよというようなやり方が国の基準であります。県の基準であれば、一番上の子が中学生でも、二十であっても、そこから考えて第三子と考えるんで、その制度で2分の1補助を出すという制度が今までございました。

ただ、今回、県議会にも図っておるということなんですが、それが通れば、副食費については拾われる制度が出てくるのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） そしたら、副食費や主食費の額なんですけども、国が提示している公定価格ですかね。それを下回っているという理解で、うちの場合は、提案は理解してよろしいですか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） 実際、まだ主食費が幾らになるかっていうのは、答えは出ていない状況であります。ただ、副食費については、約4,500円と言われております。

ただ、今回この条例改正を行うに関しては、ひまわりこども園の基準では主食を500円、副食を4千円としておりますので、副食については500円は公定価格より安くなっておると考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町立ひまわりこども園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 美浜町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第4号 美浜町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしてあります新旧対照表についても、ご参照ください。

今回の改正は、工業標準化法が改正され産業標準化法に改められたことに伴い、日本工業規格が日本産業規格に名称変更されることから、本条例のうち引用する部分を改正する

ものでございます。

改正内容は、算定基準としてJIS規格番号を表記していることから、日本工業規格を削るものとなっております。

附則として、この条例は、令和元年10月1日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 美浜町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 美浜町給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第5号 美浜町給水条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についても、ご参照ください。

今回の改正は、水道法が改正され指定給水装置工事事業者の指定について更新制が導入されたことに伴い、給水条例中の手数料の規定に指定の更新に係る手数料の規定を加えるものと改正政令により水道法施行規則に条ずれが生じたので、条例のうち引用する部分を改正するものでございます。

なお、指定の更新に係る手数料は、1件につき10千円でございます。

附則として、この条例は令和元年10月1日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。

更新制が導入されたという説明だったように思うんですけども、それを導入するメリット、またなぜしなければいけなくなったのかとか、また、事業者さんのほうには、大きな不利益がこうむるとか、そういうことはないのか、そのあたりもうちょっとかいつまんで説明をお願いしたいです。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 指定工事事業者については、平成10年から更新制は始まったものでございます。その間、一度指定するとずっと更新なしという規定になっておりまして、国のほうでいろいろ調査とかが、ここ近年毎年来ています。その内容としたら、実際、給水区域内で指定している業者のうちどれぐらい実質仕事をしているのかというものとか、講習の受講の状況、営業の内容とか、社内の技術研修とか、こういう調査が来ています。

改正する内容としては、今のところ、こういう指定に関することについては、ほかのものについては更新ってというのが、当たり前というか、通常のものになっているんですけども、水道の場合はなっていませんでした。

それについて、今回国のほうで、そういう更新制を導入するということで改正されたということなんですけれども、なぜかと言われると、実態はあるんですけども、実質給水区域内で仕事をしていない業者さんとか、いろんな講習というものを受けていない業者さんとかというのを、できるだけそういう講習とか受けてほしいということがあるのかなというふうに思います。

不利益があるのかないのかということなんですけれども、特段、不利益というものについてはないと考えてございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 確認の質問って余りしたくはないんですけども、要は美浜町の水道事業の品質を担保できるだけの事業者であるかどうかを見定めているので更新制をとっていると、こういう理解でいいんですか。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。

指定の基準については、一定の資格とかというものがあるので、指定した業者さんは必要最低基準がクリアされてるという理解でございます。

ただ、住民の方が業者さんの見積もりとったり工事を依頼する場合は、今回、更新制を導入する際に、先ほど申し上げたとおり講習の受講状況とか、業務の内容というのを聞き取りなさいと。そういうものを、できるだけ公表しなさいよということになっていますので、今議員おっしゃられる内容については、十分そういう内容は含まれているのかなと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 美浜町給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第6号 工事請負契約の締結について、細部説明を申し上げます。

田井畑地区津波避難施設建設工事の入札につきましては、平成30・令和元年度美浜町建築業者ランク1の3業者とランク2の2業者の合計町内5業者を指名し、去る8月26日に入札執行いたしました。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、落札者との契約に関する議会の議決をお願いするものであり、予定価格1億76,770千円に対し、契約金額は1億74,108千円。契約の相手方は和歌山県日高郡美浜町大字和田2101番地の3、株式会社市川組美浜支店支店長、市川美貴氏でございます。

工事概要につきましては、鉄骨造、築造面積204.97㎡。階段・照明等一式であり、補足といたしまして、入札結果等に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 一応確認と思うんですけども、入札に応じたいずれの業者とも、この設計等に応えられる高い技術力とか体制を持っているものとしてあると理解してよろしいでしょうか。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 工事請負契約の締結について原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第3号）についてを議題

とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第7号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第3号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ9,359千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を38億74,493千円とするものでございます。

まず、3ページ、第2表は地方債の変更でございます。

臨時財政対策債の変更は、本年度の普通交付税算定により、発行可能額が確定したことによるものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

7ページ、地方特例交付金2,607千円の追加は、地方特例交付金の確定によるものでございます。

子ども・子育て支援臨時交付金6,456千円の追加は、幼児教育の無償化に係る地方負担分に対する臨時交付金でございます。

地方交付税、普通交付税41,885千円の減額は、財源調整によるものでございます。

分担金及び負担金、負担金では、広域入所650千円の減額。認可保育所2,882千円の減額、長時間児保育料4,486千円の減額は、幼児教育の無償化により、子ども・子育て支援臨時交付金が交付されることによる減額補正でございます。

こども園給食費1,139千円の追加は、幼児教育の無償化には、給食費のうち副食費が含まれないため、給食費の利用者負担分でございます。

9ページ、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、児童福祉費負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金2,967千円の追加、子育てのための施設等利用給付交付273千円の追加は、幼児教育の無償化に伴う国庫負担金でございます。

国庫補助金、土木費国庫補助金、都市計画費補助金、街路交通調査費補助金900千円の追加は、都市計画道路見直し業務に対する補助金でございます。

民生費国庫補助金、児童福祉費補助金、子ども・子育て支援事業費補助金1,862千円の追加は、6月補正においてお認めいただきました幼児教育の無償化対応に伴うシステム改修費と今回の補正で予算計上しています、例規整備支援業務委託の補助金でございます。

県支出金、県負担金、民生費県負担金、児童福祉費負担金1,619千円の追加は、幼児教育の無償化に伴う県費負担金でございます。

諸収入、雑入40,921千円の追加は、各補助事業の精算による追加交付でございます。

11ページ、町債、臨時財政対策債2,200千円の追加は、本年度の普通交付税算定により、発行可能額が確定したことによるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

13ページ、総務費、総務管理費、青少年対策費370千円の減額は、御坊広域青少年補導センターへの負担金は、前年度繰越金の確定によるもの、ドルフィンスイム教室負担金は台風10号の影響により中止となったことによる減額でございます。

諸費3,699千円の追加は、御坊広域行政事務組合への負担金は、前年度繰越金の確定による減額、償還金利子及び割引料は各補助事業の精算による償還金の追加でございます。

地方創生事業費1,641千円の減額は、地域おこし協力隊1名の退職による賃金と住居借上料の減額でございます。

民生費、社会福祉費、老人福祉費1,717千円の追加は、介護保険事務費繰出金でございます。

福祉センター管理費376千円の追加は、地域福祉センター1階、事務所のエアコンの修繕費でございます。

児童福祉費、児童福祉施設費3,660千円の減額は、幼児教育の無償化に伴う、保育所分の負担金の補正でございます。

15ページ、衛生費、清掃費、塵芥処理費、清掃センター負担金1,301千円の減額、し尿処理費、クリーンセンター負担金1,871千円の減額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

農林水産業費、農業費、農業振興費、新ライスセンター乾燥調製設備高度化改修事業2,962千円の追加は、平成9年度から稼働しているJA紀州新ライスセンターの主要設備を更新し、老朽化により生じているふぐあいを解消するとともに、能力の向上を図り、あわせて新たに導入される色彩選別機により出荷米の品質安定と向上を図るものでございます。なお、市町の負担割合は、水稻作付面積や利用数量等により案分となります。

水産業費、水産業振興費、三尾漁協給油施設改修事業1,134千円の追加は、老朽化等により改修事業を行うものでございまして、三尾漁協2分の1、美浜町2分の1の負担でございます。

17ページ、土木費、河川海岸費、砂防費4千円の追加は、全国治水砂防協会への負担金でございます。

都市計画費、都市計画総務費2,700千円の追加は、経済財政運営と改革の基本方針2017において、都市計画道路の見直しを加速すると位置づけられています。県下各市町の状況を踏まえ、このたび御坊市と同時進行にて、都市計画道路見直し業務を行うものでございます。

教育費、幼稚園費4,206千円の追加は、幼児教育の無償化に伴う、幼稚園分の負担金の補正でございます。

こども園費、ひまわりこども園費、例規整備支援業務委託432千円の追加は、幼児教育の無償化に伴う条例・規則等の改正費用でございます。

保健体育費、体育施設費972千円の追加は、吉原公園のテニスコートの修繕費ござ

います。

以上で、歳出の補正についてご説明申し上げました。

添付資料といたしまして、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしましたので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は10時です。

午前九時四十九分休憩

——・——
午前十時〇〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番です。

3ページの第2表地方債補正、臨時財政対策債のことで触れてられますので。後ろの地方債の前々、ここではようわからへんで臨財債の発行残、それと今年度における償還分の交付税措置分というのは、償還分イコールなのか。それは幾らで、先ほど、普通交付税が14億2,407千円。このうちの、しかと算定されているのかとか、そのあたりは確認をとったのかと、お願いします。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） はい、お答えいたします。

臨時財政対策債についてですが、令和元年度の普通交付税算定におきましての発行可能額が77,297千円でございます。借りるときは100千円未満切り捨てになりますので、丸々77,200千円の借り入れを行っているところでございます。

現在高につきましては、補正予算書の最後のページのところでございます地方債の現在高の見込みに関する調書の3番（1）のその他のところの一番右下です。当該年度末の現在高見込額ということで、今回の補正後ですが、17億14,003千円となっているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） すみません、答弁漏れで申しわけございません。

交付税措置分につきましては、充当率が100%で交付税措置分については100%となっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 100%は決まりでしょう。だからそれを、本年度の交付税の、当然算定されている中で、その分が確認されたのかと聞いたつもりだったんですけども、

いかがですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） はい。お答えいたします。

交付税の算出資料がございます。その中でも、臨時財政対策債については100%措置されているところがございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 10ページ、子ども・子育て支援臨時給付金についてですが、町も含めて、幼児教育・保育の無償化ということで、食費が例えば、先ほど私も賛成させていただいたんですが、これは食事を出していただけないという言い方もおかしいけれども、出せへんとして、どれぐらいの差が出ていたんでしょうかと思いました。

それと、もう一個、18ページのこども園費の例規整備改正費用、具体的にちょっと教えていただきたいのと、その下の保健体育になりますが、この修繕費。これを具体的にお願いします。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） まず1点目の臨時交付金の関係で副食費がなくなるということで、大体その差額はどのぐらい出るのというところなんですけど、実際のあたりというのが、この部分で言いますと、この差額、なかなか言いづらいところもあるんですけど、ほぼこの中に主食費は含まれておりませんので、保育料と副食費とを合わせた形で臨時交付金のほうは6,456千円となっているんですけど、副食費を単純にその分を引くということになると、例えば、現在で4千円と設定すると、その人数を掛けるということが大体答えになるかと思います。

今、ひまわりこども園で、1号認定と2号認定を合わせて、1号認定が34名で、2号認定が83名おります。計117名が今の対象となっております。そこへ副食費を仮に4千円と掛けると、468千円。約500千円ぐらいの差が出るのではないかと思います。

ただ、単純に計算しただけでありますので、当然その非課税世帯の方であったりとか、もともと保育料を徴収していない方の分も含んだ形となっておりますが、約500千円ということで、ご理解いただければと思います。

それと、次に例規整備につきましては、今回の例規整備に関しましては、こども園の給食費に関する例規整備は行っております。ただ、今後発生するほかの部分になります。例えば認可外保育所の基準であったりとか、それと認可保育所の基準であったり、あるいは幼稚園の基準であったりということで特定教育、すみません、美浜町の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例というのがございます。その中で、いろいろと副食費の扱いであるとか、主食費の扱いであるとか、それぞれの基準であったりとか、あるいはその名前が無償化によって変更する部分とか、細かい部分の変更が、今後、多々出てくると思います。

その中で、国の基準の中でみなし基準があります。それについては、内閣府令の中で、5月31日に定められています。その中で、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の中で、附則の経過措置に、この府令の施行の日から起算して1年を超えない期間において、市町村の条例が制定施行されるまでの間は、新運営基準は当該市町村の条例で定める基準とみなすということでみなし基準が設けられております。この1年間をかけて条例整備をしていくということで考えております。

それと最後です。テニスコートの周辺に関するところなんですけど、まず、吉原テニスコートのB面というのは、ゲートボールのコートなんですけど、そのこのコートの1面というのが人工芝を敷いているんですけども、そのこの張ってる一つの画が大体、3.6mと4mという大きさになっております。その1枚の半分ぐらいが、ずるっとめくれ上がりました。そこで危ないんでということで、その1枚をこのままの状態にしておくのはあれなんで全部1枚剥がしました。それから使用禁止としております。

それと、そのこの周りにもところどころに悪いところが2枚ありました。それを直す費用として、972千円の補正をお願いしたものでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） ありがとうございます。

ちょっと心配したのは、食事に関してなんですけど、今のお話であると美浜町の例えはくろしおさんだったり、美浜のところだったりするところも同じように出していただけのことなんですけど、ちょっと余談なんですけど、食べ物というのは、やっぱり同じような状態で、例えばあったじゃないですか。半年前ぐらいに経営が難しくなってきた、お昼の給食費がちょっと安くなったといいますが、質素になったというか粗末になったというか、それはもう今の話とは直接値しないんですけど、こういう改正に伴っていろいろな、例えば経営が難しくなったとかいうことにおいて、そういうのって余り考えにくいことなんですけど、私わからないので教えてほしいんですけども、なかなかそういうのは考えにくいんですか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） まず、給食費の関係で、今回、改正したのは、ひまわりこども園の関係です。それぞれの施設で給食費を決めるということになっておりますので、今回くろしお保育所さんと、こじか保育園さんにおきましては、美浜町の基準に従いますということで言うていただいているので、その金額でということになります。ただ、今言われたように、それが圧迫される云々ということになりますと、それはもしかしたら、その施設ごとで決める給食費ですので、上がる可能性もあろうかと思えます。

ただ、今の美浜町のこども園の中でいうと、今の中ではこれ以上、上がることはないんじゃないかなとは、今の段階ではそう思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） 16ページ、新ライスセンターなんですけれども、この負担割合トータル、搬送トン数、何トンで、21.9%は何トンぐらいになりますか。何件ぐらい、ここで乾燥されているんでしょうか。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） はい。お答えさせていただきます。

農地の面積、それから利用数量、それから出荷利用される方の件数によって案分されているところでございます。まず、生産面積、農地の面積につきましては、日高町が最も大きく245haでございます。美浜町については124ha、由良町が67ha、御坊市が315haでございます。そういったもろもろの中で美浜町が11.3%、面積割でございます。

その次に、利用数量でございます。これはキロでございますけれども、日高町さんが約60万kg。美浜町が約9万8,000kg、以下、由良が約6,900kg、御坊市が6,800kg、日高川町が2,600kg、印南町が3,000kgでございます。そういった中で美浜町の割合は13.6%でございます。

続きまして出荷者数、これが29、30年度の2カ年においては、日高町が151件、美浜町が25件、由良町が2件、御坊市が5件、日高川町が1件、印南町が1件、これらの比率でございますけれども、美浜町としては13.5%、それから、固定割れというのが存在いたしまして、トータルいたしますと美浜町が21.9%の負担割合ということでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。

まず、7ページの一番下から、教育費負担金で5,029千円の減額補正。それは、17ページ、ひまわりこども園費での特定財源のところ、ここは一致するんで、そうだろうと思いますけれども、国県支出金が180何がし入ってきたので、差し引き約3,600千円。これは一般財源からあっているという理解なんですけれども違ってたら言ってください。もともとの5,000千円、何がしの補正というのは要は無償化に伴うという説明を聞いたように思うんですけれども、長時間児保育料、短時間児保育料と、それが減額があって給食費部分のプラスがあって、トータル5,000千円強の減額。無償化に伴って一般財源だったら、それが町が負担したことになるのか。無償化を。この、3,599千円。ここの部分については、何かお金が入ってというか、何でか、これだけぱっと見ると無償化に伴った分は、町がただ単に負担しているというふうに、国が負担するん違うのかなと思ったもので聞きました。

それと、もう一点は全然別なのかな。聞き漏らして、そんなくどい質問だったらすみま

せん。同じ8ページの、地方特例交付金、これはどこへ行ったものなのか。歳入はどこへ行ったものか教えていただきたい。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） まず、一般財源の持ち出しの約3,600千円の件です。これに関しましては、まず、今回の保育料の無償化前と無償化後の差額ということで計算されております。ただ、その分についての差額分が、本来は子ども・子育て臨時交付金の中へ入るとというのが、これが事実だと思います。

ただ、この子育て臨時交付金の中には、ひまわりこども園分もあるし、認可外保育所もあるし、認可保育園のこじかとか、いろいろそういうのが入ってきております。

その分が、そこから入ってくるという考え方で一般財源がこういう形になっております。その分の差額分が、ここで賄われているというように、そうなっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） はい。お答えいたします。

地方特例交付金、2,607千円の増額補正でございます。

まず、地方特例交付金につきましては、2点交付されます。まず通常分といたしまして1点目が平成20年度から適用された個人住民税における住宅ローン控除の実施に伴う減収分が補填される交付金。こちらがまず1点。2点目が、今回も新たになるんですけども消費税率の引き上げに伴いまして、自動車税の環境性能割交付金と軽自動車税の環境性能割が臨時的に減収見込みになるというところで、地方特例交付金で今回補填されたというところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。

特例交付金のほうはわかりました。かといって、そのこども園のがわからんと言うんじゃないですよ。要は、この表だけぱっと見ると、無償化と言った部分で保護者というか、支払うべき人からの収入が減った分を、そのまま一般でただ補填してるように見えるけれども、ちゃんとその部分は国か県かよくわからない、ちゃんとそこから別の費目に入っていることに間違いはないという理解でいいんですね。はい、結構です。

○議長（谷重幸君） ほかありませんか。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 18ページの9款、19のところの、未移行幼稚園利用費負担金の未移行幼稚園というのをちょっと具体的に教えていただけたらと思います。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） 未移行幼稚園というのは、今回、はこぶね幼稚園が対象になります。認可しておる幼稚園で私立の保育所というのが御坊幼稚園に美浜町から通っておりますが、今回の未移行の分というのは、はこぶね幼稚園を対象としております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。

18ページ、都市計画道路見直し業務、資料もいただいているわけですが、道路とはここだよという、これは資料だと思いますので、この見直しには何か方針があるのか。強力に進めて当初どおりの契約にするとか、もちろん、見直しですから、ゼロベース、廃止も含めるとか、そのあたりがどうなのかわかりませんが、どのような感覚ですか。お願いします。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えいたします。

都市計画道路見直し業務につきましては、お配りしておりますように国が数値目標を設定して見直し業務をやっていくという点が1点。それから2点目につきましては、昭和30年代、40年代に設定されている都市計画道路、その当時の状況と、この人口減少、少子高齢化、自治体の財政状況も含めた社会経済情勢が大きく変化しているところ。3点目が、盛岡市を相手取って訴訟が提起されました。ある一定の建築制限をかけていることに対する訴訟が起こされたわけでございます。1審、控訴審ともに原告は棄却です。最高裁においても、原告の主張が棄却されました。しかしながら、最高裁の判決の中で、何も見直しをされないままに数十年にわたる、ある一定の建築制限をかけていることに関しては、いささか疑問を感じると、この3点の背景から、都市計画業務が全国的に実施されているところでございます。

県下の情勢につきましては、御坊、美浜が最後の着手となっているところでございます。

具体的には必要性の検証、例えば交通量の状況、それから将来的な交通量の予測、それから、もろもろの自治体の財政状況など必要性の検証と、それから実効性の検証、それらに基づいて業務を進めていくところでございます。

ご質問のところの方針ということでございますけれども、これから3年間かけて検討していくところではございます。

一つには、これはまだ、個人的な見解の域を出ないところでございますけれども、例えば一つには駅前吉原線、このあたりにつきましては、既に当時の状況と、今、県道柏御坊線がございます。そのあたりの関係性を十分検証して、ひょっとしたら都市計画道路を変更するという形も一つあり得るのかなと個人的には思っているところでございますけれども、何分これからというところでございます。3年間やっていくものでございますので、このような答弁で大変すみませんけれども、よろしく申し上げます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。

今から3年間は毎年これぐらいの予算がかかっていくのか。それと記憶違いだったかわかりませんが、御坊松原都市計画云々というような名前だったやに聞いていますが、という

ことは、ほかの公共下水道とか、そのあたりの、いつもその名前がよく出てきたやに思って、他の予算のときに、都市計画何たら委員会議みたいなのも、毎年はあったような記憶がありますが。結局は何を言いたいかというのは、御坊松原と対等の会議という理解でいいんですね。どっちが主従ではないでしょうけれども、通常考えると、御坊市のほうが多分イニシアチブをとっていくんだらうと思うんですけども、そのあたりで、しっかりとその会議に臨むというか、そのメンバーとか、もちろん委員はずっと選定されていたやに記憶するんですけども、どうも昭和30年代からすると、今度は大きな見直しというか改正ということになっていくんだらうと思うんで、今回、見直さなければならぬような轍を踏まないために、どのような手だてとか具体的に考えているのか、なければならぬまた結構ですけども、お願いします。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お手元の資料にお配りさせていただきますように、総事業費として3年間で7,200千円を予定してございます。それぞれ単年度予算で計上していくところでございます。同様に御坊市さんも、この9月議会から予算計上していくことを聞いてございます。ざっと概算でございますけれども、御坊市は美浜町の予算額の2倍以上というところでございます。

今後の進め方でございますけれども、コンサル業務の中で、必要性の検証や実現性の検証を十分行ってまいります。県から示されている都市計画道路の見直しのガイドラインの、フローのです、その後、説明会等を開催しながらということになってこようかと思えます。その中で、当町にも都市計画審議会というのがございますので、十分その中でもご意見を聞きながらということになるかと思えます。

1点だけ補足ですけども、この2路線でございますけれども、最終的には県が決定した路線でございますので、美浜町それから御坊市の意見をもって和歌山県に、最終的には廃止、存続、変更の権限があるというところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 今の関連になるんですけども、都市計画道路の田井畑のところなんですけれども、この津波避難施設の外階段の場所と、図面で言ったら、道路の拡張のところが重複してくるのかなというふうに見えるんですけども、この辺のところは、既に拡張したところに載ってる、それどうなんですか。教えていただきたい。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 縮尺の関係で、そう見えるのは確かに、僕も今指摘いただいて見えるんですけども、タワーの場所とは違います。

○6番（碓井啓介君） 縮尺の関係で、そう見えるというだけの話か。

○産業建設課長（河合恭生君） そういうことでございます。そうじゃなしに、ヨシモトの釣り道具屋さんから北のほうに、ちょっとこうあるという、そういうようなイメージで

お考えいただけたらと思います。

ただ、ご指摘のように、これを見るとそう思いますけれどもというところがございます。津波避難タワーの用地とは、ちょっと離れているということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 令和元年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第8号 令和元年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,562千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を9億86,361千円とするものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰越金、前年度繰越金4千円は、財源調整によるものでございます。

諸収入、雑入、過年度国民健康保険診療報酬精算分1,558千円は、前年度に交付を受けた診療報酬の確定による精算でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、諸支出金、償還金及び還付加算金、普通交付金償還金1,562千円は、前年度に交付を受けた普通交付金の確定による精算でございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 令和元年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第9号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ27,738千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を8億46,843千円とするものでございます。

まず、3ページ、第2表 債務負担行為は、介護保険事業計画策定業務でございまして、第8期の介護保険事業計画を策定するために、来年度以降必要となる金額を限度額としてお願いするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

7ページ、国庫支出金、国庫補助金、介護保険事業費補助金310千円の追加は、介護報酬の改定に伴うプログラム修正料の補助金でございます。

保険者機能強化推進交付金338千円の追加は、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業、一般介護予防事業に対して充当される交付金でございます。

繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金は、1,717千円の追加でございます。

繰越金、前年度繰越金25,161千円は、財源調整によるものでございます。

諸収入、雑入212千円の追加は、前年度負担金の精算による支払い基金からの追加でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

9ページ、総務費、総務管理費、一般管理費2,027千円の追加は、第8期の介護保険事業計画を策定するため、アンケート調査及び調査結果の入力、集計、分析などの費用として郵便料231千円、介護保険事業計画策定委託料1,870千円の追加、介護報酬の改定に伴うプログラム修正料825千円の追加、御坊広域行政事務組合への負担金は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費、認知症総合支援事業費71千円の追加は、認知症の方が行方不明になったとき、早期に発見できるよう、ステッカーを作成する費用や、認知症カフェを開設する施設を使用するための使用料を計上してございます。

地域ケア会議推進事業費120千円の追加は、毎月開催しています地域ケア会議にアドバイザーを招く費用でございます。

一般介護予防事業費147千円の追加は、いきいき100歳体操の際、血圧の治療を受けている方が多いので、安心して運動に取り組めるよう体操前に血圧測定するための血圧計の購入費でございます。

11ページ、諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金25,373千円の追加は、給付事業、地域支援事業等の過年度精算によるもので、国、県、支払い基金への償還金でございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。

10ページです。このプログラム修正料、時々ありますけれども、もともと込みでの契約はできなかったのか、また、どの程度のロードがかかるような修正なのかとか、そのあたりは折衝はされているのか。

その下、介護保険事業計画策定委託料、これはどこへ、また、この契約の形態はどのようになっているのか、2点お願いします。

○議長（谷重幸君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） お答えします。

まず、プログラム修正料についてですが、これは先ほどの細部説明のとおり、介護報酬の改定が主なものでございまして、10月1日からの施行に伴う、そのプログラムを改正するものです。

これは町、個々にするものではなく、県下全体で一斉に同様の修正をするもので、その金額、示された金額がこの金額でございます。

あと、介護保険事業計画策定委託料ですけれども、これについては、3年ごとに策定する事業計画の委託料でございまして、委託料全体については介護保険の計画全般を策定するもの、その中には、介護保険料そのものを決定する内容も含まれておりまして、今現在、当然まだ、この委託料を予算が承認されて以降、業者選定をしていくものでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） プログラム修正料、県下一斉であって、案分されるんだろうと思います。美浜町さんはこんだけと。それはどんな根拠で美浜町へ、30市町、みな均等ではないだろうと、30掛けても莫大な数字になるろうかと思えますけれども、いろんな規模、当然考えると、もとの修正費用というのは、総額が出ているんだったら、それもお願いします。

○議長（谷重幸君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） 総額については、うちの電算の会社でよります南大阪電子計算センターによる見積もり額でございまして、南大阪電子計算センターによって、美浜町と同様にシステムを利用している関連市町が、その費用を配分されて美浜町分として

の金額でございます。総額については、ちょっと私ども、手元に資料はございません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） この認知症の方の行方不明ということですがけれども、これ、美浜町はどれぐらいの、いつも町内放送で呼びかけてくれたりしておりますけれども、どれぐらいの人数がありますか。

○議長（谷重幸君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） お答えします。

現在、美浜町内での認知症の方の推計ですがけれども、30年度で208名の方が認知症の診断及び治療をされているものと推計しております。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 実際行方不明になって届け出て、町内放送かけたりとか、そういう人数はどれぐらいですか。

○議長（谷重幸君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） 実際行方不明になって町内放送で捜索したというケースについては、ここを数年では、年に1件あるいは2件と、ゼロ件のときもありますけれども、そういう数字でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 認知症総合支援事業費のところなんですけれども、先ほどおっしゃいましたステッカーということですがけれども、どのようなステッカーになりますか、具体的にお願いします。

○議長（谷重幸君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） お答えします。

具体的に今考えておりますのは、対象の方に靴の側面、後面に、反射性のシールに名前を書いたものを考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） そうしたらもう一つ、認知症カフェの件ですがけれども、その認知症カフェはどのあたりで何件というか、この費用からいったら1件かなと思うんですが、どのような形で開設するようになっていますか、ちょっと教えてください。

○議長（谷重幸君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） お答えします。

この認知症カフェの予算については、3回程度を考えております。場所については、吉原公園の松てるわ広場のところの施設の利用を今考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） その松原公園のところということなんですけれども、認知症の人はやっぱり三尾から浜ノ瀬まであるんで、そのときにその家族がいてない場合、いてなかったら認知症の人が1人で行ってるということは難しいかもわからへんけれども、そのときには送り迎えとかそういうことも考えておられますか。

○議長（谷重幸君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） まだ具体的には、詳細までは決めかねているところです。議員おっしゃられるようなことは、今のところは想定していなくて、今現在対応している、その認知症の方、また家族の方、いろいろ相談ありまして、そういった中で今年度、うちの福祉保険課の中でも、重要な施策として位置づけて、この認知症カフェの開設を考えているところでありまして、順次、開催して、その中での意見なりを聞き入れた上で、広げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 令和元年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第10号 令和元年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,476千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億15,405千円とするものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰越金、前年度繰越金は1,476千円の追加でございます。

出納整理期間中に収入があった保険料を次年度へ繰り越したものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費1,476千円の追加は、後期高齢者医療広域連合に納付する保険料でございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第10号 令和元年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は11時です。

午前十時五〇分休憩

——・——

午前十一時〇〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

日程第13 議案第11号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。本件、直ちに質疑を行います。

2番、高野議員。

○2番（高野正君） この方、人物的には何ら問題はないと思っております。

ただ一つ、制度的に非常に気に入らないところがある。こうして、議案まで上げてきて、議会の同意を求めて、この方、就任されるわけです。しかし、やめるとき、町長の印鑑一個でぽんとやめるんです。任期中であろうがなかろうが任期が終わっても、終わらなくても、町長の印鑑があればやめられる。それがどうにも気に入らない。

こうやって、議会の同意まで求められて同意した方が、やめるときは簡単にやめられるんです。任期が済まなくても。

どうということかと考えますか、町長。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 高野議員にお答えいたします。

お答えなっているかどうかわかりませんが、やはり、任期中は私どもとしては全うしていただきたい、このように考えております。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） いや、違うんですよ。任期のときは全うしていただいて結構ですよ。

任期が終わったときは、一応、また同意を求められるわけですよ。ところが、途中でやめるとき、町長の印鑑一個でやめられますよね。不思議そうな顔をしなくても、副町長は

そうだったでしょう。任期の途中でやめたんと違うんですか。辞表出してやめました。

日高町でもありましたよね。副町長。任期の途中でやめますって、やめている。議会を同意を得たんですか。得てないん違いますか。それでいいんですか。

何かその辺が、古屋教育長にも、質問違います。古屋さん、もう任期来たから、もうこの辺でいいでしょうって、任期来たからいいかもわかりませんよ。任期来なくてもやめられるというののは、どうにも不思議でしょうがないんですけど。ここのは違いますよ。そういうことが、この任意同伴にあるので、それをどう思うかと聞いているんです。議会の同意を得たんだったら、やめるときも議会の同意を得てくださいよと、そう思うんですけども、今まで大概任期中でやめられた方ばかりですよ。特別職は。だけど、過去にあったでしょう。任期来ないけれどもやめられた方が、特別職で。それが、どうにもおかしいというんです。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 高野議員にお答えいたします。

教育長については、教育行政の法律によってやっております。今回の場合も私ども教育長の古屋さんと相談して任期がいついつまでなのということをお願いしておりますので、議会の同意が必要なのかどうかと言われても、法律的にやっておりますので、そこはもう、粛々と進んでいるというところですよ。

それと、副町長の問題につきましては、私どもまだこちらに来ていなときに辞表を出されているので、そこら辺はちょっとわかりかねるんですが、私どもとしては、慰留をお願いしているというところですよ。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

○議員 （起立多数）

○議長（谷重幸君） 起立多数です。したがって、議案第11号 教育委員会教育長の任命については同意することに決定しました。

日程第14 議案第12号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件、直ちに質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第12号 教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前十一時〇六分散会

再開は、あす19日午前9時です。

お疲れさまでした。